

前橋市一般職の職員の給与に関する条例及び前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の改正について（議案第152号）

職員課

1 改正の理由

国の職員等に準じ、本市一般職の職員及び一般職の任期付職員の期末手当を改める。

2 内容

(1) 前橋市一般職の職員の給与に関する条例関係

ア 第1条関係

令和2年12月期の期末手当の支給月数を次のとおり引き下げる。

区 分	現 行	第1条関係改正案	改 定 幅
一 般 職 員	1. 3月	1. 25月	△0. 05月
特 定 幹 部 職 員	1. 1月	1. 05月	△0. 05月

イ 第2条関係

令和3年6月以降の6月期及び12月期の期末手当の支給月数を次のとおり改める。

区 分		第1条関係 改正後（6月 期は現行）	第2条関係 改 正 案	改 定 幅
一 般 職 員	6月期	1. 3月	1. 275月	△0. 025月
	12月期	1. 25月	1. 275月	0. 025月
特 定 幹 部 職 員	6月期	1. 1月	1. 075月	△0. 025月
	12月期	1. 05月	1. 075月	0. 025月

(2) 前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例関係

ア 第3条関係

令和2年12月期の期末手当の支給月数を次のとおり引き下げる。

現 行	第3条関係改正案	改 定 幅
1. 7月	1. 65月	△0. 05月

イ 第4条関係

令和3年6月以降の6月期及び12月期の期末手当の支給月数を次のとおり改める。

区分	第3条関係改正後 (6月期は現行)	第4条関係改正案	改 定 幅
6月期	1. 7月	1. 675月	△0. 025月
12月期	1. 65月	1. 675月	0. 025月

3 施行期日

2の(1)のア及び(2)のア 公布の日

2の(1)のイ及び(2)のイ 令和3年4月1日